

和歌山工業高等専門学校学寮管理運営規則

制 定 昭和43年4月 1日

最近改正 令和 3年3月 8日

(目的)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学寮の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(学寮の意義)

第2条 学寮は、学生の勉学に適する環境において規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設とする。

(収容)

第3条 前項の目的を達成し、かつ、学生の学園生活への適応を促進させるため、学寮に第1学年及び第2学年学生の全員（女子学生及び第15条第1項ただし書の規定による学生を除く。）を収容する。

2 女子学生及び第3学年以上の男子学生（専攻科生を含む。以下同じ。）に対しては、選考により収容する。

(管理運営責任者)

第4条 学寮に寮務主事を置く。

2 寮務主事は、校長の命を受け、学寮管理運営の責任者として寮生の指導に当たる。

3 寮務主事は、常に学生主事と緊密な連絡を保ち、寮生の指導に遺漏のないように努める。

4 寮務主事は、教授又は准教授をもって充てる。

(寮務主事補)

第5条 学寮に寮務主事補を置く。

2 寮務主事補は、寮務主事の下にあつて、寮生活の補導及び寮生会その他諸活動の指導に当たる。

(寮父及び寮母)

第6条 学寮に寮父及び寮母を置く。

(宿日直)

第7条 教員は、校長の命を受けて宿日直を行い、寮生の指導に当たる。

(学寮委員会)

第8条 本校の学寮の管理運営に関し具体的な方策を審議し、その円滑な運営を図るため、校長の諮問機関として学寮委員会を置く。

2 学寮委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、寮務主事が議長となる。

一 寮務主事

二 寮務主事補

三 その他校長が必要と認める職員

3 学寮委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(入寮命令)

第9条 校長は、新入学生全員（女子学生及び第15条第1項ただし書の規定による学生を除く。）を寮に収容する。

く。)を入学と同時に入寮させ、保護者等の連署を得た入寮誓約書(様式第1号)を提出させる。

- 2 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うものとする。
- 3 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。
- 4 保護者等とすることができる者は、寮生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める寮生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、寮生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。
- 5 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、寮生の指導・支援への意向のある者とする。
- 6 保護者等が住所等を変更した場合は、入寮誓約書(様式第1号)により速やかにその旨を校長に届け出なければならない。
- 7 保護者等が死亡し、又は前第3項の要件に該当しなくなった場合は、新たに保護者等となる者を定めて、入寮誓約書(様式第1号)により直ちに校長に提出しなければならない。
(入寮願及び許可)

第10条 女子学生及び第3学年以上の男子学生で入寮を希望するものは、指定する日までに、入寮願(様式第2号)を寮務主事を経て校長に提出しなければならない。

- 2 入寮を許可すべき者の選考は、寮務主事補の意見を聴いて寮務主事が行う。
- 3 入寮の許可は、前項の選考の結果に基づいて校長が行う。
- 4 入寮の許可期間は、1年以内とし、入寮の許可は前項の選考の結果に基づき、校長が年度ごとに行う。
(寄宿料)

第11条 出納命令役は、寮生に寄宿料として、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)に定める額を納付させる。

- 2 入退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は、1か月分納付させる。
- 3 休業期間中に係る寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の納入日までに納付させるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。
- 5 寄宿料免除申請のことについては、別に定める規則による。

(給食費及び諸経費負担)

第12条 給食費その他寮生活に必要な光熱水料等の諸経費は、寮生に負担させる。

- 2 給食費は、給食業務を委託された業者が徴収するものとする。
- 3 諸経費は、毎月所定の日までに納めなければならない。

(施設保全義務)

第13条 寮生に対しては、居室、共用施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全させることに意を用い、次に定めるところに誠実に従わせなければならない。

- 一 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- 二 居室に他の者を宿泊させないこと。
- 三 寮務主事の許可なくして居室に工作を加えないこと。
- 四 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- 五 寮務主事の許可なくして学寮施設に掲示、はり紙等をしないこと。
- 六 故意又は過失により施設及び設備を滅失し、破損し、又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償させること。
- 七 防火管理、災害防止対策、保健衛生管理その他学寮施設の管理運営上必要とする学校の指示を守り、積極的にこれに協力すること。

(共同生活の自主的規律)

第14条 自主的な規律ある寮生活を確立するため、寮生会を組織させる。

- 2 寮生会会則は、寮務主事の指導の下に作成し、校長の承認を受けるものとする。

(入寮免除及び退寮許可)

第15条 第1学年及び第2学年の男子学生に対しては、自己の都合による入寮免除又は退寮は認めない。ただし、病気その他特別な理由により入寮免除願(様式第3号)を提出した学生に対して、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 女子寮生及び第3学年以上の男子寮生が、退寮を希望するときには、退寮予定日の10日前までに退寮願(様式第4号)を提出しなければならない。
- 3 前項の退寮の許可は、寮務主事を経て、校長が行う。
- 4 退寮の許可を受けた者に対しては、退寮に当たって、居室その他居室に附属する設備等について、校長の指定する職員の検査を受けさせる。

(退寮命令)

第16条 寮生が次の各号のいずれかに該当したときは、校長は、退寮を命ずることができる。

- 一 3ヶ月以上寄宿料又は第12条に定める経費の納入を怠ったとき。
- 二 著しく風紀を乱す行為のあったとき。
- 三 共同生活の秩序を著しく混乱させる行為のあったとき。
- 四 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認められたとき。
- 五 退学(除籍を含む。)又は停学を命ぜられたとき。
- 六 その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。

(寮生以外の者の宿泊)

第17条 学寮には寮生以外の者を宿泊させない。ただし、やむを得ない理由により特別の願い出があったときは、校長は寮務主事の申出に基づき、使用料の徴収その他法令上の措置について検討の上、日を限り、寮生以外の者を学寮内の適当な部屋に宿泊させることができる。

(閉寮)

第18条 次の休業日の期間は、原則として学寮を閉寮する。

- 一 春季休業
- 二 夏季休業
- 三 冬季休業

四 学年末休業

- 2 前項の期間以外における休業日にあっても閉寮することがある。
- 3 閉寮中においても、寮生が学校行事に参加する場合など、特別な理由により寮務主事が必要と認めた場合には、期間を定め、在寮を認めることがある。

(懇談会の開催)

第19条 学寮における日常的又は具体的な問題について意見を交換し、職員及び学生の相互の理解を深めるため、寮務主事が必要と認めた場合は、校長の承認を得て懇談会を開催することができる。

(他規則への委任)

第20条 この規則の実施に関し必要な規則等は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この規則中、第1学年及び第2学年生全寮制に関する条文において、昭和42年度以前に入学し、昭和43年度以降に第2学年若しくは第1学年に在学する学生の取扱いについては、昭和43年度新入生のそれに準じて適用し、運用するものとする。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年10月11日から施行し、第6条及び第9条は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年12月15日から施行する

附 則

この規則は、昭和63年4月7日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年2月14日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月8日から施行する。

様式第1号

入寮誓約書

和歌山工業高等専門学校長 様

貴校学生寮に入寮の上は学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校
学科

氏名(自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住所

学生との関係

氏名(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

様式第2号

入寮願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 様

学科 第 学年

氏名(自署)

(元号) 年 月 日生

住所(自宅)

保護者等

氏名(自署)

本人との続柄

住所

下記の事由により、入寮したいので、御許可下さるようお願いします。
なお、入寮のうえは、学寮における諸規則を固く守ることを誓います。

記

1 事由

2 入寮希望年月日 (元号) 年 月 日

※ 入寮年月日 (元号) 年 月 日

様式第3号

入 寮 免 除 願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 様

学科 第 学年

氏 名 (自署)

(元号) 年 月 日生

住 所 (自宅)

保護者等

氏 名 (自署)

住 所

このたび、下記の事由により、入寮を免除して下さいをお願いします。

記

1 事 由

2 期 間 (元号) 年 月 日から

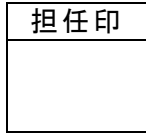
(元号) 年 月 日まで

(注) 1 免除の事由を証する証明書等の提出を求めることがある。

2 自宅通学希望者については、所定の事由書を提出すること。

現員 名

様式第4号



退 寮 願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 様

学科 第 学年

氏 名 (自署)

(元号) 年 月 日生

学寮室番号 号館 号室

入寮年月日 (元号) 年 月 日

保護者等氏名 (自署)

住 所

下記事由により、退寮したいので、御許可下さいをお願いします。

記

1 事 由

2 退寮希望年月日 (元号) 年 月 日 ()

3 退寮後の予定住所

※ 退寮年月日 (元号) 年 月 日 現員 名